

報告第18号

茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令制定の専決について

上記訓令については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、平成20年1月18日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

平成20年1月25日提出

茨城県教育委員会教育長 稲葉 節生

## 茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令の概要

### 1 制定理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成19年文部科学省令第40号）により学校教育法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、関係訓令について所要の改正を行う。

### 2 改正内容

学校教育法施行規則等の一部改正により、児童生徒等の規定順が「児童，生徒，幼児」の順から「幼児，児童，生徒」の順に改正されたことに伴い、次の訓令について条文中の児童生徒等の規定順を改める。

- (1) 茨城県教育庁等事務専決規程
- (2) 茨城県県立学校職員服務規程
- (3) 茨城県県立学校処務規程

### 3 専決理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の公布日が平成19年12月25日，施行日が平成19年12月26日であったため。

## 茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令

(茨城県教育庁等事務専決規程及び茨城県県立学校職員服務規程の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中「児童，生徒及び幼児」を「幼児，児童及び生徒」に改める。

(1) 茨城県教育庁等事務専決規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第8号)別表第3 保健体育課の項課長専決事項の欄第4項第2号及び第3号

(2) 茨城県県立学校職員服務規程(昭和41年茨城県教育委員会訓令第4号)第27条の3

(茨城県県立学校処務規程の一部改正)

第2条 茨城県県立学校処務規程(昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2 専決事項の欄中「4 児童(分校の児童を除く。)生徒(定時制又は通信制の課程及び分校の生徒を除く。)又は幼児」を「4 幼児，児童(分校の児童を除く。)又は生徒(定時制又は通信制の課程及び分校の生徒を除く。)」に，「15 児童，生徒及び幼児」を「15 幼児，児童及び生徒」に改める。

付 則

この訓令は，公布の日から施行し，改正後の茨城県教育庁等事務専決規程，茨城県県立学校職員服務規程及び茨城県県立学校処務規程は，平成19年12月26日から適用する。

茨城県教育庁等事務専決規程新旧対照表（第1条関係）

新			旧		
別表第3 教育次長及び課長の個別的専決事項			別表第3 教育次長及び課長の個別的専決事項		
課	教育次長専決事項	課長専決事項	課	教育次長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
保健体育課	(略)	1～3 (略) 4 茨城県県立学校管理規則に関する次のこと。 (1) (略) (2) 第39条第2項の規定による出席停止の報告のうち、 <u>幼児</u> 、 <u>児童及び生徒</u> の伝染病に係る出席停止の報告の受理 (3) 第44条の規定による事故発生の報告のうち、 <u>幼児</u> 、 <u>児童及び生徒</u> に係る事故発生の報告の受理（伝染病、集団的疾患等に係るものに限る。） 5 (略)	保健体育課	(略)	1～3 (略) 4 茨城県県立学校管理規則に関する次のこと。 (1) (略) (2) 第39条第2項の規定による出席停止の報告のうち、 <u>児童</u> 、 <u>生徒及び幼児</u> の伝染病に係る出席停止の報告の受理 (3) 第44条の規定による事故発生の報告のうち、 <u>児童</u> 、 <u>生徒及び幼児</u> に係る事故発生の報告の受理（伝染病、集団的疾患等に係るものに限る。） 5 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

茨城県県立学校職員服務規程新旧対照表（第1条関係）

新	旧
第27条の3 校長は、前条の報告を受けたとき、財産上の災害若しくは盗難の事故が生じたとき又は <u>幼児</u> 、 <u>児童及び生徒</u> に重大な事故が生じたときは、直ちにその事情を教育長に報告しなければならない。	第27条の3 校長は、前条の報告を受けたとき、財産上の災害若しくは盗難の事故が生じたとき又は <u>児童</u> 、 <u>生徒及び幼児</u> に重大な事故が生じたときは、直ちにその事情を教育長に報告しなければならない。

茨城県県立学校処務規程新旧対照表（第2条関係）

新		旧	
別表第2 教頭等の専決事項		別表第2 教頭等の専決事項	
専 決 事 項	職 員	専 決 事 項	職 員
1～3 (略)	教頭（定時制担当及び通信制担当を除く。）	1～3 (略)	教頭（定時制担当及び通信制担当を除く。）
4 幼児，児童（分校の児童を除く。）又は生徒（定時制又は通信制の課程及び分校の生徒を除く。）及び職員（教頭（定時制担当又は通信制担当）及び分校主任が実施することとされているものを除く。）の健康診断の実施並びに健康診断票の作成及び保存		4 児童（分校の児童を除く。）生徒（定時制又は通信制の課程及び分校の生徒を除く。）又は幼児及び職員（教頭（定時制担当又は通信制担当）及び分校主任が実施することとされているものを除く。）の健康診断の実施並びに健康診断票の作成及び保存	
5～7 (略)	(略)	5～7 (略)	(略)
(略)		(略)	
1～14 (略)	事務室長又は事務長	1～14 (略)	事務室長又は事務長
15 幼児，児童及び生徒の在学証明及び修了証明並びに卒業者の卒業証明，成績証明（人物証明を含むものを除く。）及び取得単位の証明（分校主任が専決することとされているものを除く。）		15 児童，生徒及び幼児の在学証明及び修了証明並びに卒業者の卒業証明，成績証明（人物証明を含むものを除く。）及び取得単位の証明（分校主任が専決することとされているものを除く。）	
16～17 (略)	(略)	16～17 (略)	(略)
(略)		(略)	